

|                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Title            | 二つの自由概念                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| Sub Title        | Zwei Begriffe der Freiheit                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| Author           | 樽井, 正義(Tarui, Masayoshi)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| Publisher        | 三田哲學會                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| Publication year | 1988                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| Jtitle           | 哲學 No.87 (1988. 12) ,p.137- 150                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| JaLC DOI         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| Abstract         | In seinem Vortrag The Two Concepts of Liberty unterscheidet Isaiah Berlin die negative und die positive Freiheit voneinander. Die erste bedeutet Einmischungs- bzw. Zwangslosigkeit bei der gewollten Tätigkeit und die letzte Selbstbeherrschung bzw. Autonomie eines Subjekts. Der positiven Freiheit zieht er die negative vor. Der Begriff der positiven Freiheit entzweit nach Berlin das Ich ins wahre beherrschende und das unwahre zu beherrschende, wie das vernünftige und das sinnliche. Angewandt auf das kollektive Subjekt wie Gesellschaft, verwandelt er sich zur Rechtfertigung der Unterdrückung der individuellen Freiheit durch Autorität. In meinem Aufsatz versuche ich zu zeigen, dass Begriff der positiven Freiheit doch unentbehrlich ist, auch für die Verwirklichung der negativen, denn diese beinhaltet einerseits Befreiung von Zwang, erlegt aber andererseits anderen auf, sie nicht zu beeinträchtigen, Die Befugnis, das Ausmass der negativen Freiheit sowie den für ihre Verwirklichung erforderlichen Zwang zu bestimmen und ihre Verletzung, notfalls auch mit Gewalt, zu verhindern, eignet nur den betreffenden als Gemeinschaft. Wegen der begrenzten Lebenswelt und der immer starker werdenden Eingreifung des Menschen und der zunehmenden Abhängigkeit der Subjekte voneinander, ist es erforderlich, unsere negative Freiheit durch unsere positive bewusst zu kontrollieren. |
| Notes            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| Genre            | Journal Article                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| URL              | <a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000087-0137">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000087-0137</a>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 二つの自由概念

樽 井 正 義\*

## Zwei Begriffe der Freiheit

*Masayoshi Tarui*

In seinem Vortrag *The Two Concepts of Liberty* unterscheidet Isaiah Berlin die negative und die positive Freiheit voneinander. Die erste bedeutet Einmischungs- bzw. Zwangslosigkeit bei der gewollten Tätigkeit und die letzte Selbstbeherrschung bzw. Autonomie eines Subjekts. Der positiven Freiheit zieht er die negative vor. Der Begriff der positiven Freiheit entzweit nach Berlin das Ich ins wahre beherrschende und das unwahre zu beherrschende, wie das vernünftige und das sinnliche. Angewandt auf das kollektive Subjekt wie Gesellschaft, verwandelt er sich zur Rechtfertigung der Unterdrückung der individuellen Freiheit durch Autorität.

In meinem Aufsatz versuche ich zu zeigen, daß Begriff der positiven Freiheit doch unentbehrlich ist, auch für die Verwirklichung der negativen, denn diese beinhaltet einerseits Befreiung von Zwang, erlegt aber andererseits anderen auf, sie nicht zu beeinträchtigen. Die Befugnis, das Ausmaß der negativen Freiheit sowie den für ihre Verwirklichung erforderlichen Zwang zu bestimmen und ihre Verletzung, notfalls auch mit Gewalt, zu verhindern, eignet nur den betreffenden als Gemeinschaft. Wegen der begrenzten Lebenswelt und der immer stärker werdenden Eingreifung des Menschen und der zunehmenden Abhängigkeit der Subjekte voneinander, ist es erforderlich, unsere negative Freiheit durch unsere positive bewußt zu kontrollieren.

\* 慶應義塾大学文学部専任講師 (倫理学)

## 二つの自由概念

アイザイア・バーリンは1958年に行なった講演<sup>(1)</sup>において、「二つの自由概念」が西欧近代の思想史の中で重要な役割を果たし、また現代の社会的政治的状況にとっても決定的な意義を持ち続けていると指摘している。その一つは、私がしたいと望む活動を行なう際に「他人によって干渉されない」という事態を意味するものであり、これをバーリンは消極的な自由の概念と呼ぶ<sup>(2)</sup>。もう一つは、「自分自身の主人である」、「私の生活や決断の根拠を、どのような外的な力にでもなく、私自身に求める」ということであり、積極的な自由の概念と呼ばれる<sup>(3)</sup>。

この二つの概念はともに、個人の活動の全てがその恣意に委ねられるべきではなく、一定の制限が付されなくてはならないことを認めている。その上で消極的自由の概念は、この制限が加えられてはならない範囲は何か、という問いに対して、そして積極的自由の概念は誰がどのような根拠をもってこの制限を加えるのか、という問いに対して、それぞれ回答を出そうとしてきた。その途上で、バーリンによれば、ルソー、カント、ヘーゲル、そしてマルクス等が強調した積極的自由の概念は、本来のものから逸脱し、いずれの自由の概念にとってもその対極に置かれるべき「権威の論理」ないし「抑圧の論理」に転化してしまったが<sup>(4)</sup>、ロックや J. S. ミル、コンスタンやトクヴィル等によって重視された消極的自由の概念は、それほどまでに歪曲されることはなかったとされる<sup>(5)</sup>。

この講演においてバーリンは、第一に消極的自由と積極的自由の概念を区別し、第二に後者のいわば危険性を強調することによって、背理的に前者の健全さを示そうとしている。これに対してこの小論の課題は、人間の活動の社会的な性格を考慮するならば、消極的自由の概念は極めて一面的であること、そしてそれを補うためにも、また現在私たちが直面している大きな問題に対処する上でも、積極的自由の概念が不可欠であることを明らかにすることにある<sup>(6)</sup>。

## 1

バーリンの言う消極的自由の概念においては、一個人の活動の自由と、それに対して他人が加える干渉、妨害、拘束、強制、統制等とが、互いに排他的な関係に置かれている。これらを拘束という言葉で代表させ、以下の考察ではこの意味での自由を、拘束のないことと表現することにする。そこでまず、人間の活動に関して、自由をおしなべて拘束のない状態と見なすことは可能だろうか、つまり、自由の状態と拘束という事態とは排他的な関係にあり、一方の増大はそのままに他方の減少と見なすことができるだろうか、ということを考えてみたい。一個人を中心に置いて見るかぎりでは、この自由の概念は同語反復的に妥当するように思われる。彼の自由は、他人によって拘束されることがなくなれば、その分拡大するからである。しかし、この見方が妥当性をもてるのは、他人との関わりの中で行なわれる一個人の活動を、両者の、あるいは両者を包括する観点からではなく、もっぱら当の一個人の視点からのみ考察するかぎりでのことである。このことを明らかにするために、バーリンによって消極的自由と見られているいわゆる基本的人権のいくつかについて検討してみよう。

『日本国憲法』や『世界人権宣言』に掲げられた基本的人権が保証しようとする自由は、思想、良心、信仰の自由において重要な要素をなす内面生活に限定されるのではなく、権利一般と同じく、外的な活動として実現されるものである。そして人間が外的な活動を行なうということは、当人にとって外的である何ものかを使用することにはかならない。生存というもつとも基本的な活動からして、それは生活空間を使用し、食料を摂取することを、すなわち外的なものを自分のものとすることを含意している。人間の生活活動が単なる生物的生命の維持に還元しえない広がりをもつ以上、そのために使用するものすなわち財は、多量かつ多様である。財の利用の形態は、社会のあり方に応じて決して一様ではないが、基本的人権の

## 二つの自由概念

一つとされる財産権は、こうした使用一般を許容し保証するものと考えることができよう。

ところでこの財は、一般的に決して無尽蔵ではなく、極端な場合には唯一である。したがって、一個人ないし一集団がそれを自分のものとするとは、他の人々がそれを自分のものとはしえないことを意味する。この事情は、当該のものが唯一あるいは極希少である場合には容易に見てとれる。例えば、ダヴィンチの「モナリザ」が一個人の所有に帰されるとすれば、他の万人はその所有を望もうともかなわないのであり、野球場の入場券はその収容人員に応じた数の人しか入手できず、それを求めて得られなかった人は、無理やり入場しようとするれば係員に規制され、場外で氣勢をあげるほかない。そうした財だけでなく、財一般が同様の事情にある。人間の生活空間は地球の表面に限定されており、利用できる財は有限だからである。化石燃料のような埋蔵資源を考えれば、それは現代ではあまりにも明瞭である。したがって、一個人ないし一集団がある土地や物件を占有し使用すれば、他の人間はそれができないことになる。つまり財産を所有する自由が一方で実現されることは、とりもなおさず他方にはその所有を断念するよう拘束が課されるということである。<sup>(8)</sup> 自由が実現される個人の側だけについて言えば、なるほど彼の活動に対する他人の拘束はないのであるが、彼以外の他人の側から見れば、その自由を侵害しないという拘束が生じている。こうして一方の自由が増大すれば、他方の拘束も同様に増大することになる。現在では、地球に存在する有限な財をめぐる、人類全体がこうした関係におかれているのである。<sup>(9)</sup> バーリンの主張する消極的自由の概念に立脚した見方は、自由が実現される側に加えられる拘束だけに注目して、自由と拘束を排他的な関係と見なし、この自由によって他人に課される拘束を看過している。したがってそれは、一面的な見方と言わざるをえない。

同じことは、健康な生活を送る権利や教育を受ける権利のような、万人

が享受してしかるべき基本権についても言える。一人が健康を快復すれば、他の一人が必ず病気になるというわけではないが、健康の維持や疾病の治療のためには医療機器や医薬品、さらには医療従事者といった医療資源を、また教育のためにも施設や教材や教員といった財を必要とする以上、それらを使用する一方における自由と使用を断念させる他方への拘束の関係は、ここにも存在している。それはとりわけ、高価な医療機械や希少の移植臓器をめぐって極めて先鋭な形で現われてくるし、<sup>(10)</sup>また視野を拡大して言えば、財一般と同様に、高度に産業化された諸国と第三世界との間にも、この関係を見ることができる。

こうして、財を所有する一方の側における自由は、その所有を差し控えるよう他方の側を拘束することになるわけだが、後者はこの拘束を常に自発的に引き受けるとはかぎらない。拘束を受けることが、後者の自由の名において拒まれることもある。消極的自由の概念にしたがうかぎり、後者もまた一つの自由であり、前者こそそれに対して拘束を課すものと見ることも可能である。<sup>(11)</sup>その場合には、後者のこの自由を否定する強制的拘束が課されないかぎり、前者の自由は実現されない。つまり、所有の自由を享受するためには、それを侵害するものがあれば、これを強制力をもって排除しなければならない。したがって、一方における自由の実現のためには、単に他方において自発的に拘束が引き受けられるというだけではなく、場合によっては強制的に拘束を課すことも不可欠の条件として前提されるのである。

このことは所有の自由のみならず、自由一般について言えることである。例えば言論の自由は、これを妨害しようとする者があれば、それをさせないよう拘束することができないかぎり実現されない。つまり自由は、それを否定する行為をいま一度否定する拘束によって初めて確保されるのであり、妨害が拘束され続けている間にかぎって維持される。本来自由の概念は、その否定の否定としての拘束の概念を必然的に内に含んでいるの

## 二つの自由概念

である。<sup>(12)</sup>したがって自由の実現のためには、強制的な拘束が不可欠のものとして前提されるという意味でも、自由と拘束を排他的関係とする見方は、自由という事態を正確に把握しているとは言えないことになる。

バーリンも、「人間はかなりの程度互いに依存し合っており、人間のいかなる活動も、他の人間の生活を決して妨害しないというほどに完全に私的ではありえない」ことを認め、「ある人の自由は、他の人の拘束の上に成り立つ」と述べてはいる。<sup>(13)</sup>しかし、彼がこの確認から導き出しているのは、「強者の自由は弱者の死」という十八世紀的レセ・フェールの害悪を防止する必要性だけである。つまり、彼がここに見ている拘束とは、除去すべきもの、除去できるものであって、自由の実現に必然的に伴う拘束ではない。

個人の活動一般が、その作為不作為さらには存在そのものが、このように財を介してあるいは直接に、他の人間を拘束することによって成立しているのである。個人の生活は、それが課す拘束を他人が自発的に引き受けるのが、それとも強制力をもって押しつけられるのかはともかく、他人の協力に支えられて初めて可能となる。こうした人間相互の関係は、身近なところから始まり、経済圏の拡大とともにより広範囲に及び、現在では類的な広がりをもっている。またその緊密の度合も増している。しかし、他人に拘束を課しつつ生きている、表現を換えれば、他人の協力に支えられて生活している、他人によって生かされているという、このあまりに当然の事実は、世界全体の規模においてはもとより、身近なところでさえ、常に自覚されているとは言い難い。この傾向は、自戒しなくてはならない。このこととの関連で言えば、他人に拘束されないことと表現される消極的自由の概念のみを強調する見方は、他人の関与をもっぱら排除されるべきものと見なしがちであり、それゆえに、この自戒すべき傾向に対して、むしろそれを強めることになりはしないだろうか。

## 2

一個人の活動を他人との関連において見るとき、前者において実現される自由は、後者に課される拘束を必然的に伴うこと、そしてこの拘束が後者によって自発的に引き受けられない場合には、強制力をもって課される必要があることが、前節において明らかにされた。そうであるとすれば、これに関して、消極的自由の実現のために不可欠であるにもかかわらず、その概念によっては解決することのできない課題が二つ生じることになる。その一つは、何が実現されてしかるべき自由であり、また何がそのために課されざるをえない拘束であるのかを、またそれぞれの妥当な範囲を規定することである。いま一つは、一方の自由を実現するために、他方に強制的な拘束を課すことである。こうした規定と強制的拘束とを行なう正当な権限の所在が明らかにされなくてはならない。

この自由と拘束に関する規定は、基本的人権とされるいずれかの自由をそれだけとして見れば、まったく自明であるように思われる。たとえば財産権や言論の自由は実現されてしかるべき正当な自由であり、前者に対する強奪や詐取、後者に加えられる妨害は不当な侵害とされている。こうした規定が自明とされるのは、歴史の中でそうした判断が積み重ねられ、法制度として定着が図られ、そして現代においても繰り返して確認され、受け入れられているからである。社会のそうした営為のために、哲学者は自然法、定言命法、功利原理等の判断基準を提供しようとしてきた。しかしこうした自由は、他の自由と、あるいは正義や平和といった他の諸価値と、常にそのままに両立するとはかぎらない。そうした事態においては、その実現が許容される範囲の規定は、もはや決して自明とは言えないのであり、競合するものとの比較考量によって、妥当な範囲が規定されなくてはならない。

私たちが現在直面している問題の中から、その具体的な例を一つ挙げて



## 二つの自由概念

みよう。大都市とその周辺部の地価の高騰に直面して、平均的な収入から支出可能な代価をもって居住空間を確保したいとする要求が、財産である土地の任意の処分とそれによる利潤追求の要求に対置されている。かくも高騰するまでは、財産権に含まれる後者の自由を大幅に許容し、生活権に基づく前者の自由はその分拘束するという規定が、事実上まかり通っていたのであり、ようやく最近になって、後者を幾分拘束し、前者をこれ以上侵害されることなく確保しようとする規定が、遅ればせながら設けられるに至ったのである。ちなみに、この規定に対して、それは後者の私権を制限することになるという批判ないし危惧が強く表明されたが、これは正しい指摘ではある。ただしこれは、前者もまた正当な私権であることをまったく見落としており、消極的自由の概念に依拠した見方を、それも無干渉をそれ自体善と見るその「古典的形態」<sup>(14)</sup>を、典型的に示している。

こうした事例を考慮するなら、これが模範的な規定であるか否かはともかく、いかなる自由がどのような範囲で実現されるべきかが、現在においても自覚的に規定され、また必要に応じて規定され直されなくてはならないことが理解されるだろう。ところでバーリンは、諸価値が競合関係に立つことがありうることを、これを考慮して自由が制限を受けざるをえないことは認めている。<sup>(15)</sup>しかし、その範囲がどのようにして規定されるのかを明瞭に述べてはいない。その理由は、その解明は彼が危険視している積極的自由の概念に行き着くことになるからであるように思われる。

自由と拘束とに関する規定は、言うまでもなくいずれかの一個人が、消極的自由の概念に基づいて独自に行なうものではなく、まして、それによって自分の求める自由の実現が是認されることになる当の一個人によってなされるものではありえない。彼の行為は他人を拘束することになるのだから、むしろ拘束を課される他人にこそ、この規定がどうあるべきかを判断する根拠が求められるべきだろう。より一般化して言えば、一共同体の全成員が、各自の求める自由を実現するために互いに他に拘束を課し、ま

た他人によって拘束を課される関係にあるのだから、この規定を行なう権限は成員全体に帰属することになる。第一の課題に対する答えはここにある。実際上はどのような形態を取るにしろ、つまり直接にせよ間接にせよ、あるいは多数決によるにしろ、ともかく規定を行なう成員全体の意思形成に各成員が関与していることが求められる。なぜならこの関与こそが、その規定に基づく拘束を各成員が引き受ける前提をなすからである。つまり、成員全体が規定を行い、各成員がそれに服従するのであるが、これは、バーリンが自己支配、自己統治、自己統制などの言葉で表現している積極的自由の概念にほかならない。

このことから、第二の課題である強制的な拘束を課しうる権限の所在も明らかになる。拘束を課す根拠をなす規定は、成員全体の意志によるものであるのに対して、その拘束を引き受けるのを拒むのは個々の成員の意志である。個別的な後者に対して強制的な拘束を課す権限は、同じく個別的ないずれかの一成員にではなく、一般性をもった前者にのみ帰属させることができる。二つの課題に対する答えを、お馴染みの法の言葉で表わせれば次のようになる。自由と拘束に関する規定すなわち法律を定める立法権、そしてこの法律に照らして個別事例に判断を下す司法権、ならびに法律と判決とを実現する行政権、この三つからなる国家権力は、いずれかの一個人にではなく、国民全体に帰属する。そしてこの主権在民という原理を基礎づけるのが、共同体の全成員による自己支配という積極的自由の概念なのである。<sup>(16)</sup>

国民主権に基づく国家権力のもとでのみ、基本的人権は享受される。つまり、積極的自由を不可欠の前提として初めて、消極的自由は実現可能になる。<sup>(17)</sup>ところがバーリンは、二つの自由のこうした関連を認めず、両者をばらばらに切り離している。それは、「権力ではなく権利のみが、絶対的<sup>(18)</sup>と見なされうる」という命題に端的に示されている。この命題は、消極的自由の概念に基づいて社会を統治するための「二つの相関的原理」の一つ

## 二つの自由概念

であり、もう一つは、「それを超えて人間が侵害されてはならない境界がある」のであり、その境界は「任意に引かれたのではなく」「長期にわたり広範に受け入れられた規則によって規定されている」というものである。<sup>(19)</sup> ここでも、積極的自由の概念を避けようとするために、境界を定める主体が示されていない。二つの自由を唯一関連づけているのは、「おそらく自由主義者にとっては、統治への関与という政治的―「積極的」―権利がもつ主要な価値は、彼らが究極の価値と考えているものを、すなわち個人的―「消極的」―自由を保護するための一手段であることにあるだろう」<sup>(20)</sup>、という記述である。しかし、既に明らかにしたように、前者は後者にとっての単なる手段にすぎないのではなく、その不可欠の前提条件をなしている。積極的自由を欠いては、消極的自由は成り立たないのである。

消極的自由にとって不可欠な積極的自由の概念が、前者から切り離されているのは、後者が前者を危うくする恐れがある、とバーリンは考えているからである。その理由は次のことにある。<sup>(21)</sup> 自己支配という概念は、自己を二つに、つまり支配する自己と支配される自己とに分裂させることになる。この概念が個人に適用される場合には、理性や分別といった高次ないし真の自己とされるものが、情念や感情といった低次ないし偽りの自己と見られるものを支配するという形をとる。問題は、この関係が社会に適用され、真なる自己が個人より上位に立つ民族や階級や国家へと拡大されることから生じる。国家権力や社会的な力によって偽りの自己と見なされる個人に対してどのような支配がなされようとも、彼の消極的自由に対してどのような侵害が加えられようとも、それは偽りの自己を真の自己に変えることと見なされる。こうして、真の自己としての全体の名の下に、抑圧を正当化する途が開かれ、自由の論理は抑圧の論理に転化されてしまうというのである。

積極的自由の概念は、このように歪曲され、個人の消極的自由を不当に抑圧する理論として利用された歴史をもつこと、<sup>(22)</sup> この概念に基礎をもつ民

主制や多数決の制度にも、抑圧を阻止できなかった過去があること、<sup>(23)</sup>そして現在も両方の実例にこと欠きはしないこと、こうしたバーリンの指摘は正しい。しかし、こうした危険性を理由に、共同体による自己支配を放棄することはできない。抑圧が共同体の名においてなされる以上、それを排除することができるのは、共同体の全成員の統合された意志と力以外にはないからであり、このもとでしか消極的自由を享受することができないからである。消極的自由を擁護するためにも、むしろ積極的自由を自覚的に確立することこそが必要とされているのである。<sup>(24)</sup>

### 3

積極的自由の概念の必要性を、最後にいま一つ、バーリンが触れていない視点から指摘しておこう。彼は個人と国家権力との関係を主眼においているが、それだけでは私たちの直面する次のような問題を考えるには不十分なように思われる。<sup>(25)</sup>

自由主義経済のもとで高度に産業化された社会に住む私たちは、各種の官僚機構や企業等の制度化された組織のいずれかに帰属し、それらの多くに依存して生活している。この帰属と依存は、私たちの生活の隅々にいたるまで深く浸透しており、それら制度組織の外で生活することは、ほとんど不可能である。特に都市においては、水を飲み排泄するといった生活上必須のことすらが、それらに依存してなされているのを考えてみても、それは明らかだろう。消極的自由を実現すべく、相対的に拘束が弱いと思われる領域に逃れても、そこで可能なことは、人間の活動全体から見れば余りに矮小な私的営為に留まる。極端な場合には内面生活しか残されないことになるだろう。バーリンが積極的自由の概念の歴史的形態として批判した「内なる砦への戦略的撤退」<sup>(26)</sup>は、現代ではむしろ消極的なそれによって選択されやすい戦略となっている。

それら制度組織は、自己保存あるいはそのための絶えざる自己増殖を計

## 二つの自由概念

ることを唯一ないし至上の活動原理として巨大化し、個人とは比較を絶したという意味でも、またこれまでに人間が自然や社会に対して行使しえたものと比べても、途方もなく大きな力を持ち、互いの間で、また当然すべての人間を巻き込んで、壮絶な自由競争を展開している。いまや、他による拘束がないという消極的自由をもっとも享受しているのは、それら制度組織であって、上に見たように決して個人ではない。その自由な活動の結果は、一方では余りに豊かな消費文化であり、他方では開発や森林資源の伐採による生態系の破壊、生産物や廃棄物に含まれる有害物質による環境の汚染、そして核兵器や原子力発電のもたらす放射能汚染の恐怖である。つまり、生存権という最も基本的な人権が、人類規模で脅かされているのである。しかし、個々の制度組織がたとえそうした結果を望ましくないと判断しても、それに基づく自己規制に期待することはほとんど不可能に近い。それら制度組織は、その本性のゆえに、上に述べた活動原理を逸脱する対応をすることも、またそれらの間にある、国家の枠など超越した複雑かつ緊密な依存関係のゆえに、個々の自律性を発揮することも、極めて困難だからである。それを私たちは、公害と呼ばれる事態として経験してきた。

レセ・フェールの害悪はすでに過去のものとなった、とバーリンは考えているように見受けられるが、それは形を変えて今も存続している。地球は財としても環境としても、そうしたレセ・フェールを許容できるほど広くはない。狭い地球とそこで運命を共有する人類の存続そのものが、徐々に危うくされている。これに対処するために、レセ・フェールという消極的自由を超える積極的自由が、いっそう重要な概念として強調されなくてはならないだろう。制度組織の内でも外でも、無論個人においても、またなによりも国家さらにはそれを超えた人類全体において、こうした問題を自らの問題として受けとめ、それらを克服すべく、自らがおかれた条件のもとで自らの活動を制御することが求められているのだから。

注

- (1) Isaiah Berlin, *Two Concepts of Liberty*, in *Four Essays on Liberty*, Oxford University Press 1969.
- (2) *ibid.* p. 122, p. 131.
- (3) *ibid.* p. xlvii, pp. 152.
- (4) *ibid.* p. xlv.
- (5) *ibid.* p. xlviii.
- (6) バーリンの講演では、価値及び価値判断の一元論に対する多元論の擁護が、もう一つの主題とされているが (*ibid.* p. lviii, pp. 167), この小論ではその問題は扱わない。
- (7) カント (『道徳の形而上学』法論, 第2節) やヘーゲル (『法の哲学』第41節) においては, 自由が外的に実現されるべきことが, 財産権の主体の側から見た権原とされている。
- (8) 所有対象を有限と考えるカントは, 自由と拘束とのこうした関係を洞察しており, 財産権の客観的な権原を他の万人との合意に求める (前掲書, 法論, 第17節)。彼はそれゆえに, 権原を労働という一方的な意志に求める理論を批判しているが, その理論を代表するロックは, 労働によって所有対象は無限に増大すると見ている (『統治二論』第2論文, 第41節)。拙稿「所有の労働理論に対するカントの批判」『イギリス哲学研究』第5号, 1982。参照。
- (9) 産業化された諸国の飽食と第三世界の飢餓との間に単純な因果関係があるわけではないが, 前者向けの商品作物の生産が, 後者における食糧自給システムを阻害した一因であることが指摘されている。西川 潤『飢えの構造』ダイヤモンド社 1984 参照。
- (10) 医療に関して自由と拘束の関係が現れてくるのは, 無論こうした特殊な問題としてだけでなく, むしろ一般的には一共同体のもつ限られた医療資源を誰にどれだけ配分するのかという問題としてである。加藤尚武・飯田亘之編『バイオエシックスの基礎』東海大学出版会 1988 第6部 参照。
- (11) Berlin, *ibid.* p. xlv, p. 148.
- (12) カント (前掲書, 法論への序論, D) とヘーゲル (前掲書, 第94節) は, 法ないし権利の概念から強制の必然性を導きだし, 自由にとって拘束が不可欠であることを指摘している。Wolfgang Kersting, *Wohlgeordnete Freiheit*, Berlin/New York: Walter de Gruyter 1984, A1 参照。
- (13) Berlin, *ibid.* p. 124.

## 二つの自由概念

- (14) *ibid.* p. 128.
- (15) *ibid.* p. 124.
- (16) いわゆる社会契約論を採用している近世の思想家の間には、国家の法律と権力による支配の課題として強調されているのが、私権の保護か（ホッブズにおける生命、ロックにおける広義の所有）、それとも公的秩序の実現か（ルソーにおける一般意志、カントにおける国民の統合された意志）、という相違はあるが、しかしいずれにせよ、支配の正当性の根拠を、直接あるいは間接に、国民の同意に求める理論であり、国民の自己決定という積極的自由の概念が、少くともその前提に据えられている。 Otfried Höffe, *Zur Vertragstheoretischen Begründung politischer Gerechtigkeit: Hobbes, Kant und Rawls im Vergleich*, in *ders. Ethik und Politik*, Frankfurt a.M.: Suhrkamp 1979, Michael Lessnoff, *Social Contract*, London: Macmillan 1986, Ch. 1 参照。
- (17) バーリン自身が認めているように (p. 147), 彼が消極的自由の概念の主唱者に加えているロックも、法のないところには自由はありえないと考えている (前掲書, 第2論文, 第57節). James Tully, *Locke on Liberty*, in Z. Perzynski & J. Gray (ed.), *Conceptions of Liberty in Political Philosophy*, London: The Athlone Press 1984 参照。
- (18) Berlin, *ibid.* p. 165.
- (19) *ibid.*
- (20) *ibid.*
- (21) *ibid.* pp. 132, pp. 145.
- (22) *ibid.* p. xlv.
- (23) *ibid.* p. 165.
- (24) この課題に関しては、言うまでもなく、合意の形成や権力の牽制の具体的な方法が議論されなくてはならないが、それをここに示す用意はない。
- (25) バーリンが二つの自由概念を論じる際に念頭に置いているのは、主として資本主義的ないし自由主義的対社会主義的ないし全体主義的な国家体制という東西対立である。
- (26) Berlin, *ibid.* pp. 135.